

気遣い、そして援助しようという、良い社会的習慣が更に形成されてきた。全体社会において、人道主義がよりよくなり、更に前進した。障害者を援助し、支えとなる行為は、文化と倫理の発展のための社会的運動の重要な構成要素として受け入れられている。様々な援助活動が十分に、また広範囲にわたって行われ、そして障害者が直面する多くの具体的な問題が解決された。障害者は、法律で認められた権利や利益を守るために、法律に基づいた規則を強化するという方法により、社会生活への参加の権限が与えられた。バリアフリーの構築された環境が追求され、障害のある人の社会参加のために設備が与えられた。

B. 全ての次元における進歩

事業の主要な分野におけるいくつかの範囲で大躍進がなされ、弱いつながりは改善される一方で、リハビリテーション、教育、雇用、貧困の軽減、文化的生活、そして法律による規則においても進歩がなされてきた。政府が指導する役割を担い、全ての社会団体が支援し、障害者の連盟が完全に参加し、十分に機能するという、障害者のための事業の体系が形成されてきた。また、全分野がそれぞれ自分の責務をこなしつつも協調関係の中で機能している。そしてついに、障害者の平等化の活動は勢いを増してきている。障害者のための事業は、国中でさらに活動的になっており、障害者の機関はより強く成長し、障害の分野で働く人々はその仕事に自身を捧げているのである。

C. 障害者の境遇における明白な改善

430万人の、障害を持つ人々が、それぞれ異なる範囲でリハビリテーションをうけてきた。障害児の入学率はさらに増え、就職率は、70%から80%へと増加した。農村部にいる829万人の障害者は、完全な貧困状態にあり、農村部の障害者も支援や十分な量の食料と衣服、そして、都市部にいる、269万人の障害者に保障された最低限の生活水準と同様の水準を得ている。

活気付いてきている文化とスポーツの活動や、熱心であると言われている障害者の特別な芸術活動やスポーツの行事が、国内外で評判になっている。

障害の予防がうまく進み、多くの予防策と予防のためのプログラムが段階的に履行され、そして障害の発生が減少した。

障害者は、自分自身を改善し、さらに能力を上げるための間断ない努力をしてきた。また、国家の建設に貢献するためにも、障害者の社会生活への参加できる能力が積み上げられた。

第9次5ヵ年計画(1996年—2000年)の期間に、障害者事業の実行が、更に高い水準に到達し、新世紀において、支持できるような発展のための、堅実な基盤を広めたということが示された。障害者事業は、社会経済的な発展において重要な役割を担い続けているのである。

我々が直面している課題は、以下のようなことが挙げられる

- ・ 障害者事業はいまだ社会経済の発展のレベルより劣っており、国の中では、差別がかな

り深刻である地域もあるということ

- ・ 障害者と健常者の境遇に大きな差があること、またその差が広がりつつある地域さえあること

障害者が社会参加する環境、条件は改善される必要がある。

障害者事業を進展させ、障害者の境遇を改善し社会経済的発展と協調して障害に関する運動を促進する事は、いまだ長い期間と努力を要する課題である。障害者事業を促進するためにも、更に大きな努力がなされ、更なる資金が割り当てられるべきである。

II 第 10 次 5 ヵ年事業計画の主たる目標及び指導原理

中華人民共和国の社会経済発展についての第 10 次 5 ヵ年計画は以下のように規定している。

「身体障害者のための事業を振興しなければならない。身体障害者はリハビリや教育を受け、雇用される権利がある。そして、彼らが社会生活に参加できる基盤が整備されなければならない。」このような重要な時期における上記のような国家戦略に鑑みると、第 10 次 5 ヵ年計画期間の身体障害者事業の重要な目標は以下のとおりである。

身体障害者の立場の更なる改善

経済先進地域に暮らす身体障害者は、概して比較的快適な生活を送り、他方で未発展地域の身体障害者は安定した生活基盤によって十分な食料や衣類を有するべきである。身体障害者はリハビリサービスを利用できなければならない。510 万人がそれぞれの程度に合わせて異なったリハビリを受けるべきである。身体障害者の教育も十分になされるように努めるべきである。義務教育に関して言えば、第 9 次 5 ヵ年計画期間の頃よりも、就学率を拡大しなければならない。無職の身体障害者はすべて職業診断及び職業訓練のサービスを受けなければならない。就職率は約 85% まで上昇した。身体障害者の文化的生活はもっと豊かでなければならず、彼らはもっと広く社会に参加すべきである。社会福祉の水準はもっと高く設定され、社会安全政策はさらに完備されなければならない。

身体障害者の社会生活への参加を一層可能にする環境

全ての社会は、人道主義を押し進めなければならない。また、身体障害者を理解し、敬い、慮り、援助するという中国人の美德を堅持しなければならない。そして、身体障害者の尊厳や権利、利益を保護し、彼らが自分の能力を伸ばすのを奨励しなければならない。さらに、身体障害者を援助する自発的な活動を普及させ、身体障害者を援助し、支える活動を広く深く浸透させなければならない。また、身体障害者の法的権利や利益を保障するために、法制度を拡充し、法的サービスや法的扶助の整備をしなければならない。そして、都市部の道路や建物のバリアフリー化を促進し、情報や通信が手に入りやすくしなければならない。

身体障害者に対するサービスのよりいっそうの供給

身体障害者サービスに対する国民の認知度は上昇しなければならないし、供給されるサービスはいっそう拡大し、さらなる援護策が採られ、サービスはより高水準になっていかなければならない。一般大衆における身体障害者のためのサービスはよりいっそう許容されなければならない。都市や地方の水準に合った「一つで全ての機能を備える」サービス施設が設立されなければならない。様々な階層の身体障害者連盟は結束を強化し、身体障害の分野における労働者の派遣団を結成しなければならない。そして、その労働者は人道主義や誠実といった倫理にきちんと従う者でなければならない。

身体障害者の競争力の全体的改善

身体障害者は団結し、教育を受け、その中で自己研鑽の手本となる者を奨励しなければならない。身体障害者が社会生活に参加することを促進するために、彼らの自尊心や自信、自己研鑽の精神、独立心を強くしなければならない。そして、彼らの技術的、文化的な能力を高め、規範意識を強化しなければならない。

以上の主要な目標を達成するために、以下の指導原理が遵守されなければならない。

- 法律に従って、身体障害者の権利や利益を保護し、彼らのための事業を発展させること。
- 身体障害者事業と社会経済の発展のための全計画の融合。国家はその事業を援助し、すべての政府はその予算において、その財源を割り当てなければならない。そして、身体障害者のための事業の発展を加速させるために、絶えず、援助を拡充しなければならない。なお、その援助は、社会の発展と安定という目標のために奉仕するものである。
- 市場経済の制度下で、身体障害者の事業を発展させる社会構造の形成。政府が主要な役割を担えること。あらゆる協力団体を十分に活用すること。すべての関係政府機関が、身体障害者事業を十分に機能させるように各々の所管事務と統合し、協力し合うこと。
- 社会のすべての同士が参画して援助することを促進、指導すると同時に、社会主義労働形態において、十分な人員を動員し、社会資本を増加させる方法を定着させること。
- 身体障害者の基本的な生活水準を確保して大衆レベルで事業を発展させることに照準を絞った現実的な手段で、身体障害者に奉仕するために、十分な結果及び強固な基礎のための取組みという政策を実行すること。
- 同じ目標や水準を共有し、同時に、地の利を生かし、革新的な方法による事業を行なうために、全体計画と地域別の指導を融合すること。条件の良い地域での事業に関しては、その地域に主導権を握らせて、手本となるように奨励すること。他方、西部地域における事業に関しては、身体障害者へのサービスに熱心になるように、西部地域の発展の機会を得ること。
- 身体障害者の組織化に役立つこと。奉仕者の競争力を高めること。身体障害者自身の主体

的行動を喚起すること。

III. 第 10 回五カ年計画における重要課題とアプローチ

A. 障害者の身体機能と能力を高めるための良質なリハビリテーション・サービスを行い障害者を援助すること

障害を持った人でもその大半は少なくとも部分的には身体機能を回復させ、社会により良く適応することができる。障害者はリハビリテーションを必要としつづけるし、特権も与えられてしかるべきである。この第 10 回五カ年計画を通して一連の主要課題を実現させて、510 万人の障害者に各人ごとに適したリハビリを行えるようにしなければならない。より多くの障害者がサービスを利用できるようにする為に社会的訓練やサービス機構をより充実させるべきである。障害に関する予防教育を進めるとともに、障害をもたらす事故の防止を徹底すべきである。また、リハビリに関わる有資格者を育成し、リハビリ領域へのハイテク技術の導入も進めていくことが望ましい。以上の課題を達成するために、しっかりとした財源確保も重要だ。

1. 白内障性の視覚障害者に年間 40 万件以上の視力回復手術を行う。国レベルで病院のベッド数を増やし、地方に住む患者も手術を受けられるようにする。遠隔地や少数民族居住地でも手術を受けられるように医療チームを作り、派遣する。
2. 弱視者もリハビリテーションを受けられるようにする。視覚支援機器の研究、開発、供給を上手く連携させる。また、眼科、盲学校の弱視の生徒たち、指定の眼鏡店や家庭による弱視者たちのリハ・ネットワークを立ち上げる。そして 10 万人の弱視者たちが視覚支援機器を利用できるようにする。
3. 8 万の難聴を持った子供たちに聴能言語訓練を提供し、リハビリネットワークもより強固にする。難聴児の両親への教育も十分に行って、コミュニティベース、家庭ベースの難聴児のリハビリを可能にする。難聴児のリハビリ訓練を行う訓練者の育成も国レベルの教育計画に加える。教育法の研究、難聴児の聴能・言語訓練に関する研究に力を入れ、訓練の質の向上に努める。そして、訓練を受けた子供の 25%が通常の幼稚園や学校に入れるようにする。また、良質でかつ値段の安い補聴器を普及させる。経済的困難がある家庭の子供たちには、無料、あるいは負担額を減額してサービスを受けられるようにする。
4. 社会的、包括的、かつ最小限の拘束下における精神病の予防と治療に大幅に力を入れ普及に努める。政府が主導的役割を担いながら、関係する部署の複数のセクションをまたぎ、さまざまな社会の団体の参加もおおぎ行政の役割を強化する。4 億の人々が居住するうち、240 万の重篤な精神病の人々に治療と予防を行う。伝染病検査の基準のように、厳しい判断基準で病気発見に努める。精神障害の件数を減らす

ために、後見人の確保 90%、病状の有意な改善 60%、社会参加の割合 50%を目指して行く。通常の社会生活に戻れるように、リハビリを受け復帰した人々に雇用機会を提供できるようにする。

5. 現存する 12 万のハンセン病の人々に整形外科手術や支援機器を提供し、QOL 向上を計る。科学的知見への社会的認知度を上げ、神話信仰を捨てて、ハンセン病による障害を持った人々に目を向け、情愛と支援をささげられるようにする。
6. とくに支援サービスに重点を置きながら、支援機器をより利用しやすいものにする。需要についての情報収集、機器の普及、コンサルタントや設置を円滑に行う事で、供給側と顧客の橋渡しをし、市場を確立させる。5 年のうちに 250 万個のデバイスを供給する。義肢の装具についての専門職、サービスの基準、矯正器具装置や器具の供給をより充実させ、同時にフィットする義肢を 6 万人の人々に、そして矯正器具装置や器具を 15 万人の身体障害者の人々に提供する。支援機器の品質管理も厳しく行う。障害を負った貧しい人々のために、購入しやすい低価格で機能的な支援機器を開発、設計、普及させ、特別価格または無料で提供する。
7. 地域社会に根ざしたリハビリテーションをより充実させる。リハ訓練を幅広い地域で可能にし、関連サービスも受けられるようにする。様々なレベルでのリハ関連部局が、計画の作成、業務の分割、履行の取りまとめを通して関連省庁の管理・運営を支える。リハ関連施設、協会、総合病院のリハビリテーション科の全てが技術面での案内役となって、主要人材を育成し、関連アプローチを普及させ、サービス提供に努める。地域に根ざすことで、また家族の協力を仰ぐことで、現存のスタッフや部署が実力を発揮できる。それには幼稚園、学校、保護下にあるワークショップ、身体障害者の活動団体も含まれ、リハ訓練のネットワークを作るために情報を共有できるようにする。リハ訓練には、身体障害者の身体機能を改善させる訓練、知的障害者が潜在能力を発揮できる訓練、視覚障害者が移動する能力を得るための訓練、聴覚障害を持つ子供が聞く、話す能力を身につけるための訓練、弱視者が適した視覚支援機器を装用できるサービス、精神病の予防と治療も含まれる。上記のうち特に該当人数の多さからして、12 万人の身体障害者に機能的訓練を施す必要があるし、8 万の知的障害者にも潜在力を発揮させる訓練をする必要がある。
8. 障害の発生を抑え減らすために、保健教育を行い、先天性の障害を減らし、また早期介入の体系を発足させ完成させる。出産前の検査を奨励し、全新生児スクリーニングを行って早期介入ができるようにする。結婚したばかりの女性、または出産適齢期にある女性、妊娠中の女性、なおかつ子供たちにヨウ素入りの食塩を必ず摂取させて、ヨウ素不足を補い、ヨウ素欠乏症による知的障害を予防する。労働災害の低減、交通安全を強化することで障害を生み出す事故を防ぐ。耳の日、眼の日、精神保健の日、IDD 防止の日などという活動を広く行い、このような宣伝により障害予防に関する知識が普及し、国民の安全への意識が高まることを目指す。

B. 教育に力を注ぐとともに、障害者の社会的競争力を高めること

障害者にとって、競争力を身につけ、均等な社会参加への機会を得るために、教育はその中核をなすものである。第10回五カ年計画においては、普通学校教育の進展に特に力を入れる。障害を持った子供、青年の義務教育課程への入学者数が、第9回五カ年計画時よりもさらに増えるように努める。就学前の教育も大きく発展させる必要があるし、特殊学級も全国各地に作るべきである。しかし、最も重要なのは市場からの需要に見合った障害者の職業教育である。

1. 障害を持った子供、青少年の9年の義務教育でのインテグレーションを保証する。そのために、包括的な教育を最優先とする。義務教育が必要基準を満たしている地域においては、障害者の子供、青少年の入学率を健常者の入学率とほぼ変わらない、または近い割合にするよう努める。一方、義務教育がまだ必要基準に達していない地域では、障害をもった子供、青少年の入学率を上昇させるようにする。
2. 特殊学校に包括的な教育を広める中心機関としての役割を持たせる。また、特殊学校の設立についても包括的に計画を進める。特殊中学の計画を立て、設立し、特殊高校もしっかりとした基盤の上に作るようにする。障害者のための高等教育も強化し、発展させる。通常の大学や専門学校にも特殊クラスや専攻課程を加えることを奨励する。就学前の教育、義務教育、高校、高等教育をスムーズに連結させながら、段階をおって整備していく。
3. 通常の大学、専門学校での障害者入学に関して、関連政策を完成、全うさせる。物理的な試験基準を定めてパイロット計画を行い、障害者の高等教育を受ける機会の拡大、大学、専門学校への障害者の入学者数を増やす。
4. 職業教育の主要機関は最大の力を発揮するべきである。同時に、職業教育を広く発展させ、また障害者の訓練のために、障害者を対象とした特殊な教育法をとっている機関も完成されるべきである。都市部では職業教育は就職に結びつくべきものであり、郊外部では生産と貧しさを軽減させるものであって、短期あるいは中期的訓練に焦点をあてる。職業教育は試験的に特殊学校で行う。
5. 教員育成の水準を上げるために、教育派遣団を作り、確立した方法が教員養成校で使われるようにする。主要な教育大学、専門学校では、特殊教育に関する専攻課程、コースを計画的にカリキュラムに加える。教員育成の基礎をつくり、多くの中心的役割を担う教員を輩出する。特殊、総合学級を受け持つ教員の指導法については、訓練コースで学ぶ、学校の連盟を作ってガイダンスを行うことによって質の向上を図る。
6. 「要支援の障害を持った生徒」という概念は常に作り完成したものにしておく。要支援の義務教育下にある子供、青少年たちについては、その概念が広く普及したも

のでなくてはならない。障害があり、経済的にも困難で中高校以降の教育を受けている生徒については、必要金額を減免したり、免除したり、あるいは専用のローンが組めるようにする。社会は障害を持った生徒をより積極的に支援していくべきである。中央政府の国事省および社会福祉制度に関わる全ての省庁は障害を持った孤児の教育を経済的に支援しなくてはならない。

7. 若い、あるいは中年の障害者たちの低い識字率を改善していく。Double-spelling 点字法は今後も仕上げていくし、中国語手話、また数字、物理、化学、音楽などの記号のシンボルも普及させる。また手話においてはコンピュータの語彙その他の専門用語を作成する。モンゴル語、ウイグル語、ハザカ語の点字も作成する。そして、近代的な障害者教育の方法論も熱心に取り入れて行く。

C. 訓練サービスにより雇用を拡大させること

雇用は生活水準を向上させる基盤であり、社会的地位にもなり、障害者にとっては社会参加のよい機会であり、それにより自分の生き甲斐を見つけるきっかけともなれる。第 10 次五年計画では、中央政府労働省および障害者の雇用に関係する全ての省庁がひきつづき役割を果たすべきであるし、障害者の雇用サービスのシステムを整える一方、支援、保護といった手段を多く講じていくべきである。障害者で就職希望である登録者全てに訓練サービスが受けられるよう、職業訓練にも力を入れていく必要がある。

1. 可能なあらゆる手をつくして障害者の雇用を促進させる。雇用数の割当案は法に従って全国的に取り決める。行政主導の雇用促進を強化する。障害者の雇用促進基金を集めて管理し、円滑に機能させる。優先的な政策を正式に完成させ、ボランティア・ベースでの障害者自身による障害を持った就職希望者のための雇用、雇用仲介団体を支援する。現在ある福祉事業を早急に刷新、再組織、変化させる。支援、保護的政策を完成させ、知的障害・精神障害を持った人々の雇用を促進している被雇用者団体においては、そのような障害を持った人々も障害のある労働者として数えることとする。可能な限り障害者の雇用を安定させ、障害を持った労働者が解雇されるのを防止する。農村の障害者には生産的労働につけるよう配慮する。
2. 障害を持った就職希望者への就職あっせん機関をより強化、改善して、障害者への多角的なサービスを提供できるようにする。全国的な労働情報ネットワークを作り、労働市場の情報ネットワークと結びつけて、両方で情報を共有できるようにする。就職あっせん機関はどんなレベルにおいてもマネージメントを改善し、労働安全省から出された公共の就職あっせん機関の基準と合わせるようにする。そして上機関のサービスを改善して質の良い職業訓練、雇用コンサルト、就職先のあっせんなどの統率を行う。そして、障害のある就職希望者へ実用的で効果的な職業紹介サービ

スを提供できるようにする。

3. 障害のある就職希望者の職能を伸ばすために、職業訓練に一層の力を入れる。主要な訓練機関はどこでも、市場からの需要と雇用者数の予想に合わせて障害を持った就職希望者に訓練サービスを計画的に提供する。障害を持った就職希望者のために特殊な訓練アプローチを行う職業訓練機関を作る。どんな職業訓練を行う訓練機関の障害を持った訓練生、ただし、現況では地域の障害者のための職業サービス機関の補助あるいは障害者雇用促進基金からの補助金でも訓練にかかる費用を支払えない者には助成金を認めるとする。障害を持った就職希望者のために包括的な職業訓練システムを段階を踏みながら作り上げていく。それには労働市場の予測、職業訓練、職能評価、職能証明システム、障害者の競争力を引き出すメカニズムを含む。“アビリンピック”大会を開催して、巧みな職能を持った人を讃える。

D. 社会のニーズに応えるための視覚障害者によるマッサージの発展

マッサージは視覚障害者にふさわしい職業であり、社会における需要も伸びている。第10回五カ年計画の期間中に、視覚障害者によるマッサージはより速やかに発展すべきである。また、社会と視覚障害を持つ求職者の需要を満たすべく、養成・訓練・仕事の斡旋・政策による援助・職業管理が強化されなければならない。

1. マッサージ訓練を強化し、35,000人の障害者が訓練を受けて、そのうち6,000人がマッサージ治療者としての資格を持つようにしなければならない。障害者のあるいは一般の職業訓練施設において、マッサージ師となるべく障害者を訓練するために十分努力しなければならない。中・高等専門学校や総合大学、単科大学におけるマッサージ専攻は十分に機能し、マッサージ治療者を養成しなければならない。音声あるいは点字のマッサージ教材が活用されるべきである。
2. 雇用の可能性が広がらなければならない。視覚障害のあるマッサージ師や治療者が開業できるよう奨励する一方で、地域のマッサージ施設を設立し、マッサージ学部や学科を持つ医科大学は、地方の行政機関によって定められた割当て人数計画に基づいて、視覚障害を持つマッサージ治療者を雇用すべきである。法律や法規に従い、社会部門(Social Sector)はマッサージ職員の大部分が視覚障害をもつマッサージ治療者であるようなマッサージ病院やクリニックを開院するよう奨励される。視覚障害のあるマッサージ師はマッサージがすでに業務の一つであるような業種において優先的に雇用されるべきである。
3. マッサージ訓練を受ける貧しい視覚障害者には、補助金が出されるべきである。自営の視覚障害マッサージ師や治療者には、資金集めや職場の設置、免許の発行などの望ましい対

応がとられるべきである。視覚障害のマッサージ師を雇用するマッサージ施設が地域に設立され、地元の障害者雇用促進基金による資金援助がなされなければならない。割当て人数以上の視覚障害マッサージ師を雇用している医科大学には、それに対して賞が授与されるべきである。視覚障害者によるマッサージクリニックや施設は、法規に基づいて優先的に免許授与や減税あるいは免税が認められるべきである。

4. 視覚障害者によるマッサージに関する指導的協会を作り、訓練プログラムを開発し、必要な教材を供給し、指導と調整と規準の検査を行わなければならない。マッサージ師の技術の評価がなされ、マッサージ治療者の格付けとそれに応じた適切な肩書きが与えられるべきである。職業管理は徹底され、視覚障害者によるマッサージの市場は統制されるべきである。

E. 貧困に苦しむ障害者に力を与える更なる努力

貧困緩和は、地方に住む貧しい障害者が十分な衣食をもてるよう援助するためのカギである。第 10 回五ヵ年計画の期間中に、1200 万人の貧しい障害者が生産的な労働に従事できるよう援助するべきである。いまだ衣食が不足している人々は出来るだけ早くそれらが得られるように、衣食が十分な人々は収入が安定して増加するように、社会の平均的収入と貧困にあえぐ障害者の収入との格差をなくすようにしなければならない。

1. 障害者のための貧困緩和は、準備を統一して行い同時に実行するために、政府の貧困プログラムや計画に統合されるべきである。障害者を苦しめる貧困を緩和するために、政府の財務省によって更なる資金が相応に割り当てられるべきである。
2. 障害者のための特別な貧困プログラムが続けられるよう、貧困に苦しむ障害者のための信用貸し付けが必要である。また、起こりうる貸し倒れの対策として、更なる資金が割り当てられるべきである。
3. 効果が証明されているあらゆる手段を継続的に用いるべきである。信用貸し付けアプローチが持続して社会に広められ、社会は可能なあらゆる方法で、貧しい障害者を援助するよう動員されるべきである。
4. 貧しい障害者の労働技能を向上させるために、技術や技能の応用に焦点を置いた訓練を行う努力が必要である。リハビリテーション訓練と組み合わせながら、障害者の生産的労働のための能力を養うべきである。
5. 地方に住む障害者のためのサービス会社は、地方に住む貧しい障害者が必要なときに必要なサービスを得られるよう、障害者用の業務を一般のサービスシステムに組みこむべきである。そして、障害者が農業などの生産的労働に従事できるように援助しなければならない。必要に応じてそのような会社には事業の資金が割り当てられるべきである。

F. 最低限の生活水準保証に向けた障害者の社会保障制度への組み込み

国の社会保障制度を完成させる過程においては、一刻の時間も無駄にせず、障害者のための社会保障を推進する努力が必要である。

1. 実益のある労働には適さない障害者で、収入も法で定められた扶養者もない（あるいは扶養者はいるが援助力を持たない）場合、関係する条件に応じて援助と救済がなされなければならない。
2. 都市生活者のための最低限の生活保障制度が完成されるべきである。そこには受益者としてふさわしい障害者も含まれなければならない。基本的な生活を保障するために、援助に関する政策や救済は地方に住む障害者をも対象とすべきである。
3. 最低限の生活保障制度の基準は、条件に応じて適切に改正されるべきである。
4. 都市部に住む障害を持つ被雇用者は、法に基づき、社会保険に加入すべきである。彼らは、関係する法規に基づいて保険料を払い、老齢年金や医療・失業および労働従事中の傷害保険などを受けとる。自営業の障害者は、特定の省や自治区、地方自治体の法規に基づいて社会保険に加入しなければならない。医学的救済や社会的救済・補助のシステムは、失業中の貧しい障害者の健康と生活の問題に取り組むために、強化されるべきである。
5. 障害者のための社会福祉施設の設置と経営は、増進されるべきである。障害者は、例えば春のつぼみプログラム (Spring Buds Program)、幸せ工学と若いボランティアの活動 (: Happiness Engineering and Activities of Young Volunteers) などの社会援助活動のターゲットグループに含まれなければならない。私立の重度障害者施設を立ち上げることも奨励されるべきである。

G. 障害者の生活を豊かにするためのレクリエーション活動やスポーツの発展

障害者のレクリエーション活動やスポーツは積極的に行われるべきである。彼らの才能を示し、社会の意識を高めるためにも、芸術とスポーツにおける障害者の特徴は活かされるべきである。一般のレクリエーション施設は、障害者のニーズに応え、豊かな文化的経験の機会を与えられるように最善を尽くすべきである。

1. 公共のレクリエーション施設は障害者にサービスを提供すべきである。あらゆる種類のレクリエーション活動は障害者を受け入れなければならない。また全てのレクリエーション施設は、特別なサービスや割引などを提供し、障害者に開かれていなければならない。点字本や音声テープ本が公共の図書館において利用可能でなければならない。全ての図書館に視覚障害者のための特別読書室が設置されていなければならない。視覚障害者にさまざまな種類

の読み物を提供するために、特に障害者が必要としている点字本、ビデオやオーディオ、雑誌や新聞の出版を支持する政策が実施されなければならない。

2. 集団レクリエーション活動は広く行われなければならない。都市の自治体、地方の町区、特殊学校、福祉関係企業、障害者団体は、障害者にも参加してもらえるような文化・芸術・健康・レクリエーションなどさまざまな分野の健康的な活動を行わなければならない。障害者におけるスポーツファンの割合を10%に、そして知的障害者が特殊競技に参加する人数を50,000人から500,000人にまで増やしたい。
3. 障害者による芸術が発展し、才能ある個人が養成されるべきである。特殊芸術委員会の働きで、中国障害者芸術団(China Disabled People's Performing Art Troupe)が国内や海外で公演できるようにするべきである。特殊学校の芸術部による国内の演劇祭や合同公演が企画されなければならない。
4. 障害者のスポーツのレベルは向上されるべきである。スポーツ行政部門は障害者のスポーツを指導し援助するよう、さらなる努力が必要である。そして障害者スポーツ協会が働かなければならない。障害をもつスポーツ選手のためのあらゆるレベルの訓練システムが作られ、スポーツ学校や総合大学、単科大学は計画的に障害者を受け入れ、養成しなければならない。一方で、児童のための塾(spare time school)は障害を持つ多くの年少スポーツ選手を養成すべきである。専任あるいは非常勤のコーチ、審判や医療従事者で構成された国際的レベルの派遣団が組織されるべきである。中国障害者によるスポーツと芸術のための訓練本部を建設し、今あるアリーナ(円形屋内競技場)やスポーツ訓練センターを基盤に、国内スポーツ訓練ネットワークを築かなければならない。今あるスポーツ訓練センターやアリーナの中には、障害者競技の需要に合わせて、彼らの必要な訓練アリーナを提供するために、改築されなければならないものもある。第6回国内障害者スポーツ大会、第3回国内特殊競技が行なわれ、障害を持つ選手が第8回FESPIC大会や第12回パラリンピックなどに参加できるよう企画されなければならない。

H. 障害者の完全参加および平等を目指す発展した進歩的社会環境の整備

進歩的な社会の実現が障害者の理解、尊重、保護そして援助につながるよう促進されるべきである。

1. ヒューマニズムを浸透させ、進歩的な社会の概念を理解してもらうため、多大な努力が必要である。ヒューマニズム、自己改善そして障害者の援助は初等・中等教育のカリキュラムに含まなければならない。
2. 障害者を社会の一員とした援助を実行するために、障害者を援助する活動が文化的民族的文明の構造の中に含まれるべきである。文明的都市や文明的地域の称号を与える規準の中に、障害者援助における特定の必要条件が含まれるべきである。

3. 障害者のために一般市民の意見の強化を奨励するべきである。障害者雇用促進の出版協会
は十分な働きかけとして、広告・文化・メディア・出版の分野は障害者に関する政府の政
策を支持し、障害者のための働きの進歩と同様に障害者の現状と成功例を取り上げなけれ
ばならない。地方都市や中都市において、条件が許せば、一般の新聞や雑誌が一定の紙面
を障害に関する記事に割くことに加えて、テレビ局は手話ニュース番組を立ち上げたり、
放送局は障害に関する特別番組を開始したりすべきである。評価を行い、進歩的で公平な
活動の優良放送という称号が授与されなければならない。
4. 社会において障害者を援助する活動を広める努力がなされなければならない。障害者援助
の日や国際障害者の日などの活動が企画されなければならない。障害者援助のためのボラ
ンティア活動、障害者援助における若きパイオニア、教育による障害者援助、技術による
障害者援助そして法的援助などが広く発展しなければならない。

I.利用しやすさの積極的な改善

バリアフリーの環境は障害者が社会に参加するための必要条件であるだけでなく、高齢者や女
性、子どもの重要なニーズでもある。第 10 回五カ年計画の期間中に、バリアフリーの環境が
積極的に追求され、利用しやすいコミュニケーションや情報が促進されなければならない。

1. 障害者のための都市道路および建物の利用しやすさに関するデザイン規程や、その他の従
うべき規準とそれに関する計画は、都市の道路や主要な建物、住宅地そして住宅を建設あ
るいは修理する際、良心的に実行されるべきである。計画・デザイン・建設そして監督の
あらゆる部門において、障害者が利用しやすくなるために必要な規準を確実に満たすよう、
誠実に責務を果たさなければならない。都市部の今ある道路、主要な公共の建物そして住
宅も、障害者や高齢者のニーズを満たすべく、規程に従って修理されなければならない。
小都市や町区に関しては、障害者が利用できる道路や建物は積極的に奨励され、特殊学校
に関するデザイン規程は可能な限り早期に発展されるべきである。
2. 中央政府建設省は、空港や鉄道駅、波止場、埠頭、地下鉄や軽便鉄道 (light railways) な
どの公共の交通機関を利用しやすくするための適切な部署を設置するべきである。飛行機、
地下鉄、公共のバスを含むコミュニケーション手段は、特別なサービス提供とともに、よ
り設備が整った利用しやすいものでなければならない。
3. 利用可能な情報とコミュニケーションが開発されなければならない。テレビのニュース番
組や映画、ドラマなどは字幕付きでなければならない。サービス事業に従事する職員は手
話を学び、基本的にはそれをマスターするべきである。視覚あるいは聴覚障害者にとって
利用可能なコミュニケーション設備を調査し、生産し、普及させなければならない。
4. バリアフリー環境の重要性をより強く主張し、施設や設備は利用しやすいように、よく運
営・維持しなければならない。模範的なバリアフリー都市や地区の活動が行わなければな

らない。

J.地域における障害者の仕事の増進と実用的なサービスの提供

障害者はサービスが直接提供される地域に住んでいる。国事省や他の 13 の部署によって作られた障害者のための地域に根ざした仕事の増進に関する提案は良心的に実行され、リーダーシップと組織を強化する一方で、地域の発展に組み込まれていなければならない。経験は蓄えられ、地域主体のサービスの基準の向上に活かされるべきである。

1. 地方の政府は、地域開発を計画しながら、障害者の仕事を地域発展の全体的な計画の中に統合しなければならない。地域の障害者団体は、地域発展における主導的および調整的本部の同等のメンバー組織として受け入れられなければならない。地域の住民委員会は障害者協会を十分に活用すべきである。
2. 共有的・包括的な意味で障害者のニーズを満たすために、活動とサービスに適した場所が提供され、設備や機器が地域のどんなサービス施設においても利用可能でなければならない。
3. 地域の住民委員会は障害者にサービスを提供しなければならない。例えば、家族単位のリハビリテーションと訓練に焦点をおいた地域リハビリテーション、都市部における最低限の生活水準の社会保障と障害者の生活の基礎を保証する他の政策の実行の援助、地域のサービスシステムにおける障害を持つ求職者のための就職の機会の提供、日常的な不便を解消するために、診察・家事・子どもの教育など日常生活のサービスを提供するボランティアの組織、地域のレクリエーション活動やスポーツに参加を促す支援や援助、地域の障害を持つ住民に対するバリアフリー環境の提供などである。
4. 地域の障害者協会は障害者と密接につながり、彼らの権利と利益を守り、彼らの意見やニーズを反映して、地域の住民委員会が障害を持つ住民に実用的なサービスを提供できるよう援助しなければならない。
5. 障害者団体は積極的に地域発展に参加し、関係する部署と密接に協力して地域レベルで障害者協会の仕事を指導する役割を担い、特定のプログラムを良心的に実行されるよう組織すべきである。60 の模範地区の立ち上げには特に注目すべきであり、その経験は蓄積され共有されなければならない。地域における障害者のための職員と地域リハビリテーションの中心的職員はよく訓練されなければならない。

K.身体障害者の権利と利益保護のための法整備の徹底

身体障害者に関する法律の枠組みをさらに整備すべきである。法施行について実態調査を徹底的に実施し、法律による確実な管理を実現すべきである。身体障害者に対する法的サービスと

援助を実施すること、法的に完全に規定が守られることが望まれる。

1. 身体障害者に対する雇用とリハビリテーションの提供、視覚障害者の路上の安全のために法が制定されるべきである。また、けがや障害の評価、保険適用のために、統一された身体障害者の基準の法定が必要である。身体障害者の法的権利や利益保護に関する対策は、法の制定もしくは改正時に、関連法案や規制においても実施すべきである。身体障害者に対する農業税の軽減や免除措置など優遇政策は、税制改革後も存続されるべきである。また、輸入補助器具に対する免税措置は存続されるべきである。身体障害者の保護措置、援助策は、省・市町村レベルにおいて実行し住民参加型の援助策が望まれる。
2. 身体障害者保護法と関連法案が徹底して施行され、実態調査が実施されるべきである。調査は、政府の身体障害者に関する委員会メンバーから組織された部門が実施すべきである。
3. 身体障害者の権利と利益保護のために、あらゆる種の法のサービスや援助措置が実施されるべきである。身体障害者は、最も優先的にまた無料もしくは減額してサービスや措置を享受すべきである。社会で自主的な寄付が増し、また同時に、政府は法的措置へのさらなる予算が割り当てられるべきである。身体障害者の法の権利と利益保護のための適切な措置が、法サービス、関連援助団体、企業、市民レベル、あらゆる地域社会において行われるべきである。
4. 身体障害者保護法の擁護が、継続して国家法制計画「National Law Publicity Plan」に含まれるべきである。身体障害者の法律を守るために、包括的な法律の擁護と教育があらゆるレベルで実施されるべきである。身体障害者へのいかなる犯罪も処罰対象となるべきである。

L. 身体障害者の組織化の徹底

身体障害者の組織化が、特に草の根レベルでより必要とされている。また身体障害者支援のため、支援スタッフの能力向上も望まれる。多様な障害をもつ人々が連携して活動し、障害者間により強い結束感が生まれるべきである。身体障害者が一体化し、教育を受け、そして奮発し、希望をもって社会参加することが望まれる。

1. 身体障害者連盟がより組織化し、さらに構造改革が様々なレベルで実施されることで、完全に組織化され、また作業効率が高まる。市町村レベルの身体障害者連盟については、組織化とその拡大、また障害に対して州議会が決議した「草の根レベルの身体障害者連盟発展強化における決議」が示す権利に関わる活動が望まれる。
2. 身体障害者連盟のメンバーは、選定された指導者から教育を受けること、また障害者連盟の指導者層は身体障害者中心で、堅実で、統一された立派な団体を目指すことが望まれる。指導者層には若年層、また優れた障害をもつ人を含むべきである。

3. 身体障害者連盟職員向けの教育プログラムをより充実させ、全職員が等しく教育を受け、個人それぞれの潜在能力を高め、障害者と共に働くことに興味を持ち、博愛主義に満ち、身体障害者に心身ともに仕える集団作りを行わなければならない。また障害をもつ職員の教育とトレーニングも徹底されるべきである。障害がある、優れた人材のデータを管理し、障害者差別のない社会作りの活動に貢献する人作りを行う。
4. 省レベルの諮問委員会は、モニタリングと指導を徹底すべきである。
5. 身体障害者間の連携が早急になされるべきである。大、中都市の地区レベル以上において、身体障害者が連携し、互いの活動を報告、共有し、互いを活気づけることが望まれる。身体障害者連盟は、あらゆるレベルにおいて身体障害者の連携活動を重視し、必要な資金や場所を提供すべきである。
6. 一般市民が、身体障害者支援のための自主的活動を行うことが望まれる。またニーズやリソースを調査し、ボランティアと身体障害者との掛け橋的存在が必要である。ボランティアが身体障害者支援において功績を示した際は、公表・表彰すべきである。身体障害者を支援するボランティアを集める仕組みが早急に望まれている。
7. 身体障害者による自己改善活動を実施し、身体障害者が、より楽観的に、進取の気性、自己改善、自立を目指し、生活を楽しめることが望まれる。障害をもちつつも、時間を有効に使い、精力的に学び、働く人には表彰時に考慮されるべきである。
8. 身体障害者の訴えや訴状を受けた場合は、良心的に対応し、彼らの権利を守り、身体障害者が利益を享受すべきである。
9. 身体障害者の認定は細心の注意をもって行い、また徹底した管理が望まれる。

M.身体障害者支援を充実させるためのサービス、施策の徹底

草の根レベルにおいてはインフラストラクチャーが不整備で、またサービス提供力が乏しく、多くのサービスは身体障害者が利用できない状況にある。これらの現状改善が強く望まれる。

1. 身体障害者が一元化したサービスを享受できるように、全都市・州が積極的に整備を進めるべきである。
2. 一元化したサービス内容は、身体障害者のニーズに応じて、身体リハビリ、言語聴覚訓練、雇用、就職相談、文化的やスポーツなどである。施設の管理は基準を満たすこと、また身体障害者にとってくつろぎやすい施設であるべきである。
3. 一元化してサービスを提供する施設は、地方政府が承認済プロジェクトを優遇して規定に応じて土地を提供するが、地方ごとに資産管理がなされるべきである。

N.西部地域における身体障害者政策の早期発展

西部地域において、政府の開発計画政策によってもたらされる発展が期待される。西部地域における障害者政策が発展する機会が望まれる。

1. 西部地域における身体障害者政策の発展は、圧力によるものではなく、現状に根付いた行動によるものである。自己依存はありとあらゆる支援者に援助を求めながら行うべきである。西部地域における身体障害者政策の発展は徹底して規則にのっとり、確実に成果を出すよう実行されなければならない。
2. 西部地域について、主要な要素を盛り込んだ全体計画を作成し、その計画は現場で身体障害者の差し迫った必要を考慮に入れて実施されなければならない。現在そして近い将来、身体障害者の生活に必要であろう分野、例えば貧困軽減、リハビリテーション、教育、雇用などにおいて十分な対策が講じられるべきである。抜本的な取り組みが10回目の5年計画期間中を通じて求められている。
3. 今後さらに支援策が実施され、より多くの予算が障害者分野に充てられなければならない。西部地域の身体障害者に対して、環境の整備と優遇策がとられるべきである。諸外国からの支援の申し出があった場合には、西部地域が優先されるべきであり、その際は雇用、予算、管理、モニターがなされるべきである。
4. 身体障害者施策は、東部—西部地域間支援に関する国家計画に組み込まれるべきである。西部地域の連盟は、より広い視野を得るため、東部地域連盟に職員を送り込むべきであり、また東部地域の身体障害者連盟は西部地域へ職員派遣を検討すべきである。職員の派遣を通じて互いから学ぶことができ、変革に繋がる。また地域間の協力は、西部地域にとって経済的あるいは知識の提供となるだろう。

0. 身体障害者に細心のサービスを提供するための情報網の整備

身体障害者連盟事業のOA化と情報網の整備、利用者向けのデータベース化が望まれる。

1. 国の情報網整備計画と同様に、中国身体障害者連盟本部と地方連盟を結ぶ、統一された質の高いネットワークが、現行の情報拠点に対して整備されるべきである。
2. 中国身体障害者連盟が情報網を整え、広報、連携、情報やサービス提供を充実させるべきである。地方連盟はその地域の身体障害者のために情報提供拠点を設けるべきである。
3. 中国身体障害者連盟事務局の現存システムがコンピュータ化されるべきである。統計指標が確立されること、都市・州レベルや可能な限り市レベルにおいてもデータ送信や集積がコンピュータ化されることが望まれる。主要な分野のデータベース化も必要である。
4. 政府省庁レベル等と連携は、ネットワークを介したデータや情報でやりとりされることが望まれる。
5. 事務局職員は、障害をもった人と共に働くことへの高い意欲、優れた情報処理能力、身体

障害者連盟事業について十分な知識をもつことが望まれる。職員に対してコンピュータに関する十分な教育を行い、新しい技術を利用すべきである。

P. 国際的相互協力の進展

国際的に相互協力をすすめ、国内の身体障害者と国際的身体障害者事業に貢献すべきである。

1. 身体障害者事業に関する広報活動を充実し、健全な社会作りと身体障害者の権利保護に関する実績を公表すべきである。
2. 国際連合や身体障害者の国際機関、諸外国の身体障害者との相互協力することが望まれる。諸機関の実績から学び、また専門知識を享受・提供すべきである。同時に諸外国機関への援助も行うべきである。
3. 国際的団体の身体障害者事業に積極的に参加すべきである。身体障害者の権利向上のために、国連の社会・経済委員会と共に CDPF の役割を遂行することが望まれる。1993-2002 年のアジア太平洋身体障害者年間について評価し、今後新しい活動を起こすべきである。

身体障害者に対する取り組みは高い理念に基づいているが、同時に困難なことも多い。依然、問題は山積している。政府は、あらゆる面における身体障害者施策を重要視し、身体障害者の地位向上のために具体的かつ効果的な施策に尽くすべきである。また、世間一般は、身体障害者に対する理解、敬意や注意を深めなければならない。身体障害者連盟は、身体障害者との連携を強め、また政府を支援し、身体障害者援助のために社会に働きかけ、身体障害者が直面する問題に取り組むべきである。そして障害をもつ人々は、政策に目を向け、改革に積極的に参加しなければならない。

母国の繁栄と障害をもつ人々の平等、社会参加そして社会貢献のために尽力しましょう。

参考資料 (Ⅱ. 分担研究報告 1. 中国・韓国における福祉施策・福祉用具施策の動向)

参考資料(韓国健康保険公団に関して)

○ 健康保険の障害者補装具の類型-基準額及び耐久年限

種類	用途	基準額(ウォン)	耐久年限
杖	肢体障害及び脳性マヒの障害に対する歩行補助のための補助機器	20,000	2
松葉杖 (crutches)		15,000	2
車いす (wheel chair)		480,000	5
低視力補助めがね	視覚障害に対する視力改善や歩行補助のための補助機器	100,000	5
コンタクトレンズ		80,000	3
虫眼鏡		100,000	4
望遠鏡		100,000	4
義眼 (plastic eye)		300,000	5
白い杖		14,000	0.5
補聴器 (hearing aid)	聴覚障害に対する聴力改善のための補助機器	340,000	5
体外用人工喉頭	言語障害に対する音声機能改善のための補助機器	500,000	5
電動車いす	車いす支給対象に当たる者の中で、歩行が不可能で、手の機能が衰弱また全廃して、受動車いすを一人で操作できない者として、他人の助けなしに電動車いすを安全に作動することができる場合、使用	2,090,000	6
電動スクーター (Moped)	車いす支給対象にあたる者の中で上肢機能に異状があるとか、異状がない場合にも受動車いすを完全に操作が難しい、また、不可能な者として、他人の助けなしに電動スクーターを安全に作動することができる場合、使用	1,670,000	6
整形外科用靴 (Orthopedic shoes)	足に機能障害がある者(足に変形がない者は除外)または足の長さの差がある者として整形外科用靴が必要な場合、使用	220,000	2
	18歳以下の者として、足に機能障害がある者(足に変形のない者は除外) または足の長さの差がある者として整形外科用靴が必要な場合使用	220,000	1

○ 健康保険公団のパフレット (一般の方用)

補装具の無料貸与サービスの対象は国民健康保険加入者及び被扶養者, 医療給与者。

貸与補装具種類

品目	種類	
車いす	標準(成人用/児童用)	作業用
歩行器		
杖	四点杖	一点杖
松葉杖	木製	アルミニウム製

貸与方法：身分証明書を持って近くの貸与支社(センター)を訪問し、申し込む

貸与期間：基本 1 ヶ月 (延長可能)

返納方法：申請者(使用者)が貸与地社(センター)に返納

公団の 8 ヶ所の支社及び 3 ヶ所の健康保険相談センター

支社		健康保険相談センター
ソウル地域本部	九老支社	
	春川支社	
釜山地域本部	釜山鎮区支社	
大邱地域本部	大邱北区支社	
光州地域本部	麗水支社	
大田地域本部	大田西部支社	建陽大病院
京人地域本部	水原東部支社	亜洲大病院
	高陽支社	公団一山病院

○ 障害者補装具に対する保険給与の基準(第 18 条第 1 項関連)

1. 一般原則

- あ. 補装具は材料の材質・形態・機能及び種類を問わず、同一の補装具の種類別で耐久年限内に 1 人当り 1 回に限って保険給与をする。ただ、同一種類の上肢または下肢の義肢または補装具を両側に装着、または、指の義肢を 2 個以上装着する場合はそれぞれを 1 回にする。〈改正 2000. 12. 30〉
- い. 診療担当医による棄損及び摩耗などで、長期の使用が不適切、またはその他の理由で交換の必要性があると判断され、別紙の第 16 号の書式の補装具処方せんを発行した場合には第 2 号の規定による耐久年限内でも保険給与ができる。
- う. 補装具の中でシリコーン型の下肢の義肢は切断の後に残っている身体部分(stump)が不安定でシリコーン型ソケットが必要だという診療担当医の医学的所見がある場合に限る。
- え. 補装具に対する保険給与は種類別の基準額以内にする。
- お. 脳性マヒの障害者に対する車いすは、歩行の不可能、または、重度の障害に限る。